

「商標審査及び審理指南（意見募集稿）」に関する意見

一般社団法人 電子情報技術産業協会
商標専門委員会

意見項目	修正提案	修正理由
第2章	改正法施行前に既に登録済であっても、売却目的で権利を多数所有している悪意のある商標登録出願に該当する場合、無効審判で取り消すことができるようにしてほしい。	悪意のある権利者は売却目的で権利を多数所有していると考えられるので、裁判で争わなくても無効審判にて取消し請求ができるのが良い。
第5章	同一又は類似に関する審査の判断レベルは、緩やかになるように、（より類似範囲を狭く判断する方向で、）適用されるべきである。また、適切な判断基準は過去に出願された拒絶査定不服審判に対しても適用されるべきである。	比較の方法を明確化した結果として、審査基準はどうなるのか？これまでの審査は厳格だったので緩やかになるように適用されるべきと考える。また、適切な判断基準は継続中の案件にも適用されるべき。

以上